

第 5 1 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成25年 3月28日（木）15:00～17:00

場所 かでる 2・7 10階 1040会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 分野別審議について（観光振興分野）
- (2) 分野別審議について（バイオマス関連）
- (3) 移譲済み 4 事務関連項目等に係る提案検討事項について
- (4) 道民アイデア（新規分）の第 1 次整理について（水産業振興分野）
- (5) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 道民アイデア（新規分）等の審議状況
- 資料 2－1 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表（特区提案として検討すべきもの ～第 3 種旅行業者の登録要件等の緩和）
- 資料 2－2 分野別審議資料（観光振興分野）
- 資料 3 バイオマス関連分野に係る道州制特区提案検討結果
- 資料 4 移譲済み 4 事務関連項目等に係る提案検討事項について
- 資料 5 道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表（水産業振興分野）

- 参考資料 1 出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）結果（商工会議所法に基づく定款変更の認可関係）
- 参考資料 2 調理師養成施設及び栄養士養成施設の概要
- 参考資料 3 海域栽培漁業推進協議会等の概要
- 参考資料 4 海獣（トビ、ワトセ、アザラシ等）による漁業被害の現状等
- 参考資料 5 沿岸域・沖合域の資源管理の概要

第 5 1 回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

【委 員】

(敬称略)

氏 名	現 職	備 考
いの 井 うえ ひさ し 久 志	北海道大学名誉教授	会 長
かわ 河 にし 西 くに 邦 ひと 人	札幌学院大学経営学部教授	副 会 長
おお 太 た 田 あき 明 こ 子	太田明子ビジネス工房代表	
きく 菊 ち 池 さだ 貞 お 雄	北海道バイオマスリサーチ株式会社代表取締役	
こん 近 どう 藤 かず 和 え 江	前北海道保育士会会長	欠席
たけ 竹 だ 田 つね 恒 のり 規	北星学園大学経済学部専任講師	
ゆ 湯 あさ 浅 ゆう 優 こ 子	農業・ファームイン経営	

【事 務 局】

氏 名	役 職
渡 辺 明 彦	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
阿 部 清 明	北海道総合政策部地域主権局参事
薬 袋 浩 之	北海道総合政策部地域主権局主幹
久 々 江 秀 範	北海道総合政策部地域主権局主査
武 藤 健	北海道総合政策部地域主権局主任

道民アイデア(新規分)等の審議状況

大分類	中分類<小分類>	No.	整理番号	提 案 事 項	47回	48回	49回	50回	51回
環境・農林水産・経済振興	環境保全	359	4501 F	有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和	一次整理済				
		360	2501 F	捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除					
		361	2502 F	森林管理局職員等によるエゾシカ駆除					
		362	2503 F	バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置					
		363	1501 F	全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修					
	農林水産業の振興	364	3501 B	農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和				一次整理済	
		365	3502 B	無農業による就農を促進する制度の創設					
		366	2504 B	農業高等専門学校の設置認可権限の移譲					
		367	3503 B	口蹄疫対策としてのトランスファーフクター(免疫情報伝達物質)の活用					
		368	1502 B	水産業における広域的資源増大対策					審議
		369	1503 B	有害生物(海獣等)対策					
		370	1504 B	指定漁業の一元管理					
	経済振興対策	371	1505 D	ホテルや飲食店の調理師の格付け			一次整理済		
		372	1506 D	農業体験旅行のモデル地域の確立					
		373	1507 D	カジノの自由化					
		374	1508 D	カジノの設置					
		375	4502 D	第3種旅行業者の登録要件等の緩和(営業保証金の要件緩和)			分野別審議	○	○
				第3種旅行業者の登録要件等の緩和(第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和)				○	
		376	3504 D	広域観光圏の指定権限の移譲					
		377	2505 D	まちづくり会社による不動産証券化の設定条件の緩和					
		378	2506 D	特定目的会社に対するバススルー課税の適用					
		379	2507 D	道路の使用許可に係る手続きの簡素化					
		380	3505 D	農商工などの系統団体の統合					
		381	3506 D	産業振興支援策の道への移譲					
		382	1509 D	自動車最高速度の緩和					
地域医療対策	その他<その他>	383	1510 D	自動車最高速度の緩和					
		384	2508 D	自動車最高速度の緩和					
		385	3507 D	屋根の暖房システムの導入					
		386	4503 A	麻酔科医の確保対策					
		387	4504 A	看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化					
福祉・子育て・教育	福祉・子育て・教育	388	4505 A	看護師による各種ワクチン接種の弾力化					
		389	4506 A	メディカルクラーク(医療事務作業補助者)の配置					
		390	3508 A	救急搬送体制の整備					
		391	3509 J	民生委員及び児童委員の委嘱権限の移譲					
		392	1511 G	保育所床面積の基準に係る条例の制定					
地域振興対策	地域振興対策	393	1512 I	小中学校における中国語授業の導入					
		394	1513 I	小中学校における授業時間の増加					
		395	3510 I	小中一貫教育の実施					
		396	2509 H	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲					
		397	3511 H	高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲					
		398	2510 H	地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築					
		399	1514 H	税制優遇による人口の増加と観光の活性化					
		400	4507 H	コミュニティ放送の放送区域の拡大					
地域振興対策	地域振興対策	401	1514 H	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲					
		402	4508 H	地方公共団体の債権回収の一元化					
		403	2511 H	広域連合への課税権の付与					
		404	4509 H	コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次					

※上記については提案期間：平成21年4月～平成24年3月

区 分	審 議 事 項	47回	48回	49回	50回	51回
庁内提案継続案件	「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	一旦終了				
分野別審議	バイオマス関連	○	○	○		○
移譲済み4事務関連項目等	商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化					○
	栄養士養成施設の指定事務の移譲					○

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 | D 経済振興対策

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向														
							分野別 審議へ	1次 整理													
観光振興 ＜観光業 振興＞	4502D 第3種旅行業 者の登録要件 等の緩和	第3種旅行者の登録にあたっては、営業保証金として300万円が必要であるが、NPOや小規模な観光協会などにとっては大きなハードルとなっていることから当該要件を緩和する。	（営業保証金の要件緩和） ○旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービスの代理・媒介等をする）を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官（H20.10～）又は都道府県知事の登録を受けなければならないと定められている。 ○旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要、また、旅行者（消費者）の保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への加入・分担金（保証金の1/5）の納付が義務付けられている。 ○旅行者（募集・販売・媒介等） <table><tr><th>種別</th><th>登録先</th><th>業務範囲</th></tr><tr><td>第1種</td><td>国</td><td>全ての旅行業務が可能</td></tr><tr><td>第2種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない</td></tr><tr><td>第3種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない</td></tr></table> ※なお、H19年5月の法改正により、第3種旅行者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存する市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取扱い可能となっている。 ○旅行者に必要な財産的基礎（基準資産額） 第1種：3,000万円、第2種：700万円、第3種：300万円 ○新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額） 第1種：7,000万円、第2種：1,100万円、第3種：300万円 （年間の取引の額によって異なる。） 【関係法令】 ■旅行業法 第3条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。 第7条 旅行業者は、営業保証金を供託しなければならない。 第8条 旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、（中略）業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行者の保護の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。 ■旅行業法施行規則 第1条 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更	種別	登録先	業務範囲	第1種	国	全ての旅行業務が可能	第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない	第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない	○旅行業法の改正	【メリット】 ○旅行業への参入促進が図られる。	【デメリット】 ○旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。	経） 観光局	○	1次で整理 する理由等
				種別	登録先	業務範囲															
第1種	国	全ての旅行業務が可能																			
第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない																			
第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない																			
過去の類似提案 において、検討 が一旦終了して いるため。																					
第36回、第37回提案検討委員会において、過去の類似提案「地域独自のツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする」（1426D）に関して、以下のとおり検討を行った。 （第36回提案検討委員会における分野別審議） <table><tr><th>論 点（ 発 言 要 旨 ）</th><th>対 応 方 向</th></tr><tr><td>○ 旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発生したら北海道観光全体のイメージが傷つく。むしろ資格を厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。</td><td>○ 意見が分かれたことから、本件提案の取り扱いについては、次回（第37回）委員会において決定することとする。</td></tr><tr><td>○ 旅行業の資格要件は経済的基盤で定められているが、小規模なものであれば要件緩和してもよいのではないか。</td><td></td></tr><tr><td>○ 旅行業務の専門家である旅行業者と、地域の宿泊業者などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができるようになる必要はないのではないか。</td><td></td></tr></table> （第37回提案検討委員会における分野別審議） <table><tr><th>論 点（ 発 言 要 旨 ）</th><th>対 応 方 向</th></tr><tr><td>○ 旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護のための保証に見合うように設定しており、そこを緩和すると弁済ができなくなるという問題が発生する。</td><td>○ 本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととするが、関連情報の収集は引き続き行っていく。</td></tr><tr><td>○ 旅行業法の規制緩和によって地域独自の取組が広がっていくのか、もう少し効果を見極めてから検討すべき。</td><td></td></tr></table>								論 点（ 発 言 要 旨 ）	対 応 方 向	○ 旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発生したら北海道観光全体のイメージが傷つく。むしろ資格を厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。	○ 意見が分かれたことから、本件提案の取り扱いについては、次回（第37回）委員会において決定することとする。	○ 旅行業の資格要件は経済的基盤で定められているが、小規模なものであれば要件緩和してもよいのではないか。		○ 旅行業務の専門家である旅行業者と、地域の宿泊業者などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができるようになる必要はないのではないか。		論 点（ 発 言 要 旨 ）	対 応 方 向	○ 旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護のための保証に見合うように設定しており、そこを緩和すると弁済ができなくなるという問題が発生する。	○ 本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととするが、関連情報の収集は引き続き行っていく。	○ 旅行業法の規制緩和によって地域独自の取組が広がっていくのか、もう少し効果を見極めてから検討すべき。	
論 点（ 発 言 要 旨 ）	対 応 方 向																				
○ 旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発生したら北海道観光全体のイメージが傷つく。むしろ資格を厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。	○ 意見が分かれたことから、本件提案の取り扱いについては、次回（第37回）委員会において決定することとする。																				
○ 旅行業の資格要件は経済的基盤で定められているが、小規模なものであれば要件緩和してもよいのではないか。																					
○ 旅行業務の専門家である旅行業者と、地域の宿泊業者などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができるようになる必要はないのではないか。																					
論 点（ 発 言 要 旨 ）	対 応 方 向																				
○ 旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護のための保証に見合うように設定しており、そこを緩和すると弁済ができなくなるという問題が発生する。	○ 本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととするが、関連情報の収集は引き続き行っていく。																				
○ 旅行業法の規制緩和によって地域独自の取組が広がっていくのか、もう少し効果を見極めてから検討すべき。																					

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
		また、第3種旅行業者は、募集型企画旅行を実施できる区域が限定されており、広域観光ルート等を活用した旅行を企画できないので、当該要件を緩和する。	新登録」という。)の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。 一 業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 観光庁長官 二 業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務又は第三種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事 三 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事					
			（第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和） ○国は、観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による旅行商品の創出を促進することが必要との考えから、第3種旅行業者が一定の条件下で募集型企画旅行を実施できるよう規制緩和を段階的に実施。 ▶ H19.5 ～第3種旅行業者も、以下の要件を満たす企画旅行の造成・実施が可能となった。 (1) 催行区域の限定 ・ 営業所の存する市町村及び隣接市町村 ・ <u>国土交通大臣の定める区域内（離島地域）</u> (2) 旅行代金の当日払い ・ 申込金（20%以内）を除き、旅行開始日より前の旅行代金の収受を行わないもの ▶ H21.3 ～催行区域について、離島地域のほか、一定の要件を満たす半島地域を追加 【関係法令】 ■旅行業法施行規則 第1条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。 一～二（略） 三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内において実施されるものであつて、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（当該対価の額の二〇％に相当する金額を超えない範囲内で収受することができる申込金を除く。）は旅行開始日以降に収受するものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）	○道州制特区推進法に基づき、旅行業法施行規則の特例を設ける省令を制定し、観光庁長官の区域設定権限を道知事に移譲する。	【メリット】 ○道が地域事情に即した区域を設定することにより、地域独自のきめ細やかな旅行商品の企画・販売が容易となる。 ○地域を熟知した中小旅行業者等による多様な着地型観光メニューの提供が可能となり、滞在型観光の促進が図られる。 【デメリット】 ○旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。		分野別 審議へ	1次 整理
（第50回提案検討委員会における分野別審議）								
論 点 （ 発 言 要 旨 ）				対 応 方 向				
○ 3つくらいのモデルを提示し、それぞれのメリット、デメリットについて、（関係者に）意見を聞くと、この程度だったら許容範囲になるのではないかとということが分かって来るのではないかと				○ 次回（第51回）委員会において、もう1回議論を行うこととする。				

分野別審議資料（観光振興分野）

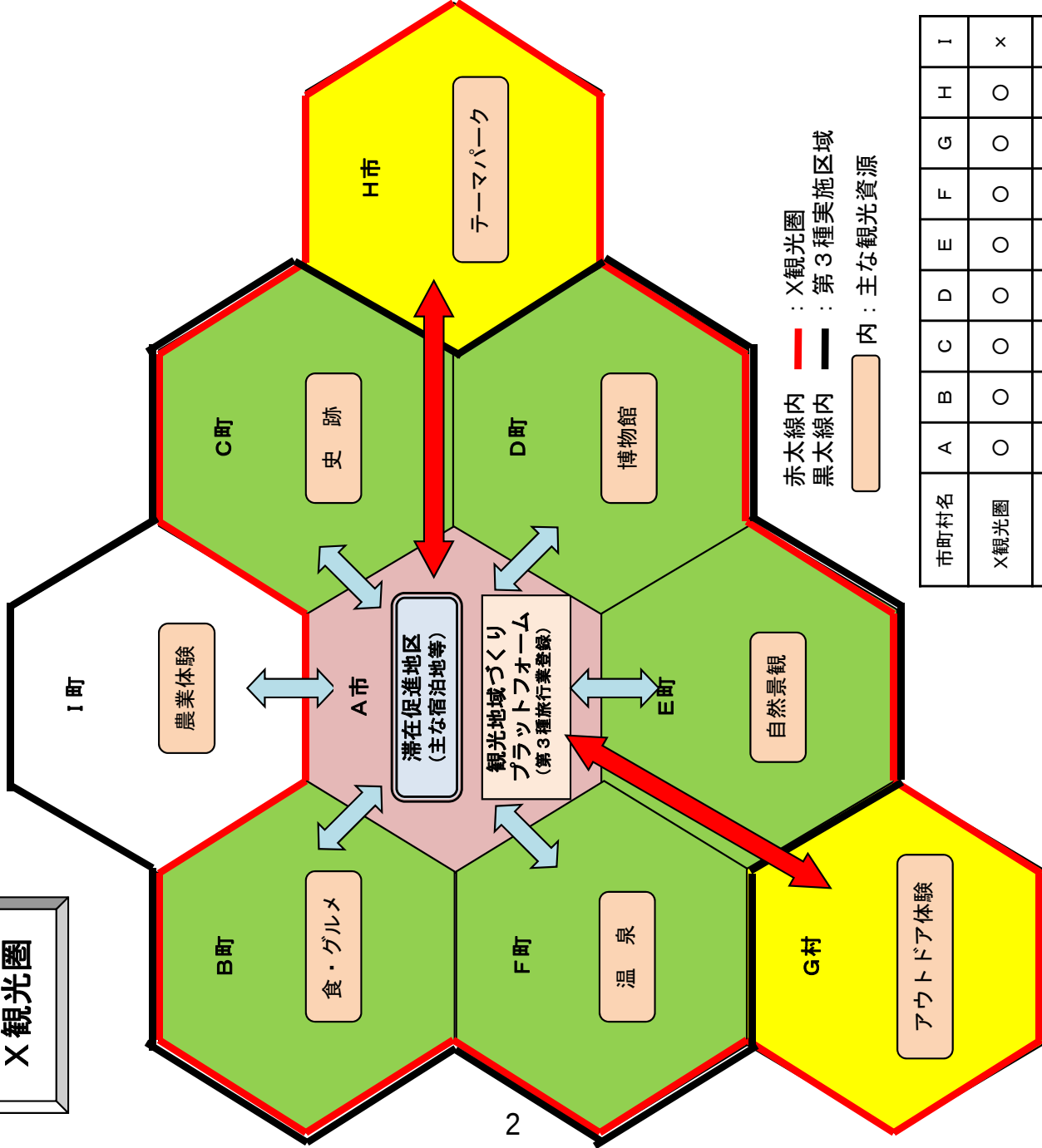
□第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域拡大の検討について【試案】	P1
□観光圏と第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域との関係【試案1イメージ図】..	P2
□道内観光圏等概要図	P3
□道州制特区提案の検討に向けたアンケート調査及び旅行業関係団体への説明の ... 結果について	P4

第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域拡大の検討について【試案】

実施 区域 区分	現 行 制 度 〔営業所の存する市町村及び隣接市町村+観光庁長官が定める区域内（離島・半島特例）〕	実 施 区 域 緩 和 の 度 合		
		小	大	
メ リ ッ ト	観光関係 団体意見 等	〈試案1〉各観光圏内 (観光圏整備法に基づく国の認定を受けた観光圏＝いわゆる広域観光圏の区域内)	〈試案2〉道内4ブロック圏域 (道央、道南、道北、道東)	〈試案3〉道内全域
		○消費者保護の面でリスクを一定程度の範囲内に抑えることができる ○第2種旅行業者とのある程度の棲み分けは可能 ○観光圏制度との整合が図れる（観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を最大限に発揮することが可能となる） ○観光圏の魅力向上（着地型観光の推進）につながり得る（別紙イメージ図参照）	○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズにある程度の対応が可能 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・販売に参入しやすくなる ○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、本道観光の魅力向上につながり得る	○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズに最も的確に対応が可能 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・販売により参入しやすくなる ○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、本道観光の魅力向上につながり得る
デ メ リ ッ ト	観光関係 団体意見 等	○広大な面積を有する本道の観光の魅力を十分に発揮できない（着地型観光の推進に十分につながらない） ○観光圏制度との整合が図れない（観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を十分に発揮させることができない）	○第2種旅行業者との競争が生じるおそれがある ○消費者保護の面でリスクの増大が確実 ○ブロックをまたぐ観光客ニーズには対応できない（例：上川・十勝両管内にまたがるガーデン街道ツアーなど） ○当該区域設定は合理的理由や法的な明確性に欠けた線引とならざるを得ない	○第2種旅行業者との競争が生じることは必至 ○消費者保護の面で重大なリスクが発生するおそれがある（事業者の弁済能力や営業保証金の範囲を超えるリスク発生のおそれ）
観光関係 団体意見 等	観光関係 団体意見 等	◆旅行業関係団体 現行の営業保証金額で責任やリスクを考えると、第3種の業務エリアは隣接市町村までが現実的	◆A観光圏協議会〔第3種旅行業者〕 現実的には観光圏内まで（実施区域拡大が）可能になれば良く、それにより観光圏のメリットも増える（実際に、募集型企画旅行を手がけているが、観光圏内で隣接していない町との旅行が組めないことがネック）	◆B観光圏協議会〔第3種旅行業者〕 「広域周遊」ニーズへの対応が課題となっており、お客様の立場で対策を検討すると、業務範囲拡大（全道まで区域拡大することがお客様目線において合理的）が有効かつ高い利便性を有するものと考え
観光関係 団体意見 等	観光関係 団体意見 等	◆C観光圏協議会 道が権限移譲を受け、どこまで地域事情などを勘案するのかわからないことから、どちらとも言えない〔当該団体は第2種旅行業者として登録〕	※道内4ブロック圏域は、道央（石狩、空知、後志、胆振、日高）、道南（渡島、檜山）、道北（上川、留萌、宗谷）、道東（十勝、網走、釧路、根室）を想定 ※観光地域づくりプラットフォーム：地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するための窓口組織	

観光圏と第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域との関係【試案1イメージ図】

X 観光圏



市町村名	A	B	C	D	E	F	G	H	I
X観光圏	○	○	○	○	○	○	○	○	×
第3種 実施区域 (現行)	○	○	○	○	○	○	×	×	○

◇ 現行制度〔旅行業法施行規則第1条の二第三号〕

○ 第3種旅行者が募集型企画旅行を実施できる区域は、

① 営業所の存する市町村及び隣接市町村

② 観光庁長官の定める区域内(離島特例・半島特例)

に限定されている

○ 左図のケースでは、営業所の存する市町村(A市)及び隣接市町村(B町、C町、D町、E町、F町、I町)の区域内において第3種旅行者による募集型企画旅行の実施が可能であるが、X観光圏の区域内(構成団体)であっても、A市に隣接していないG村、H市への募集型企画旅行の実施は不可



道への権限移譲(観光庁長官の実施区域を定める権限を知事に移譲)



◇ 実施区域の拡大〔北海道知事が定める区域を観光圏整備法第8条第3項の国交大臣の認定を受けた観光圏内に拡大〕

○ 北海道知事の権限により、第3種旅行者による募集型企画旅行の実施可能な範囲を、現行制度の区域(①営業所の存する市町村及び隣接市町村+②離島・半島特例区域)に加え、観光圏の区域内(左図のケースではG村、H市)まで拡大することが可能となる



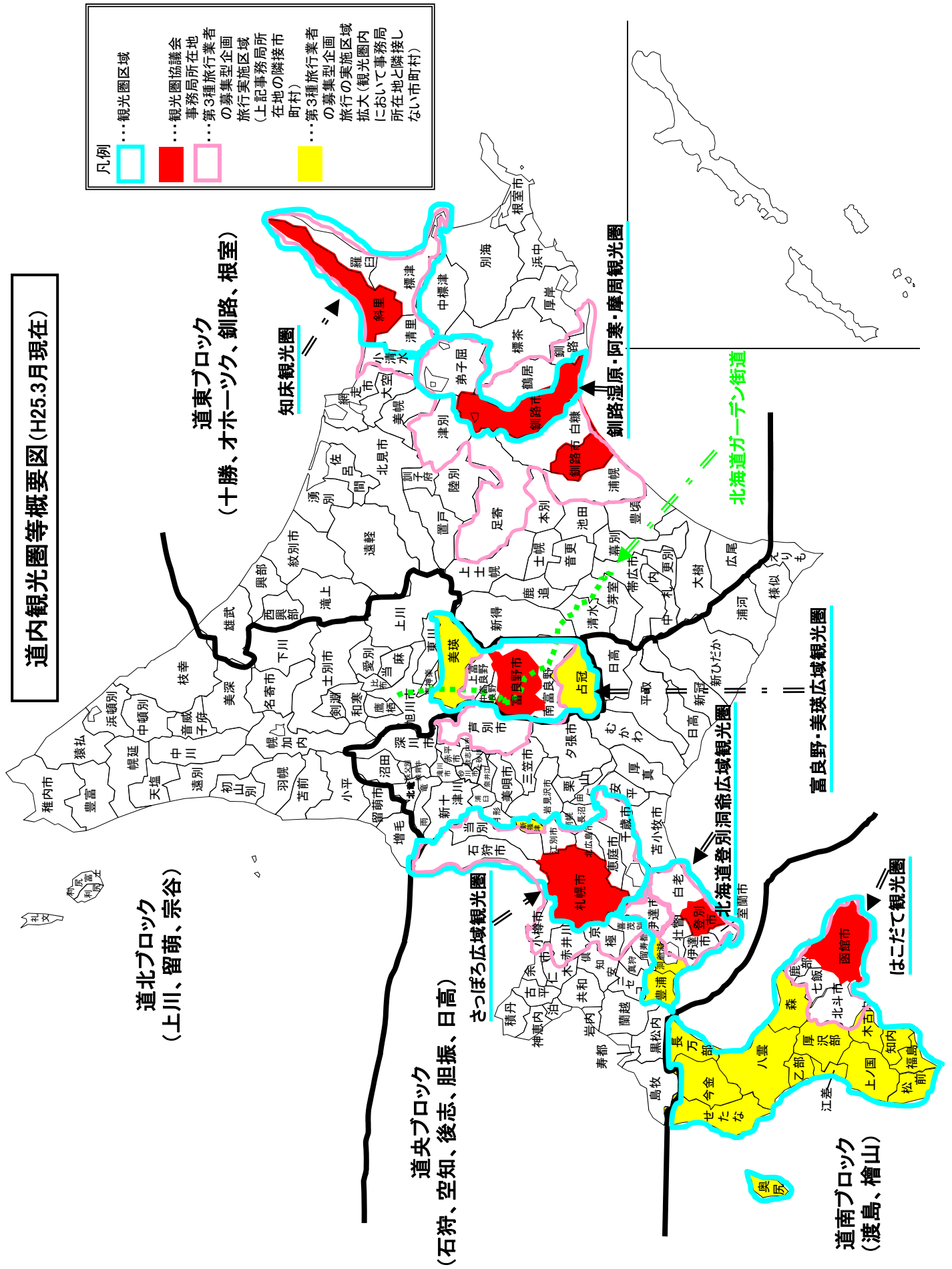
◎ 実施区域の拡大(権限移譲)により期待できる効果等

観光圏内全域での観光資源の活用(例: G村のアウトドア体験、H市のテーマパークを活用した募集型企画旅行の販売・実施)が可能となることにより、観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を最大限に発揮することが可能となり、いわゆるオブショナルツアーの充実により観光圏の魅力向上(着地型観光の推進)につながるなどが期待できる

〈想定される例〉

近年、旅行会社のフリープランツアー利用や個人での直接手配による旅行形態が増加傾向にあるが、このような観光客などをターゲットに、観光圏内の観光資源を最大限活用したオブショナルツアーを現地で企画・販売することができるようになる。

道内観光圏等概要図 (H25.3月現在)



道州制特区提案の検討に向けたアンケート調査及び旅行業関係団体への説明の結果について

1. 第2種旅行業者へのアンケート調査

■調査方法：文書によるアンケート調査

■調査時期：平成25年2月8日～2月20日

■調査対象：道内の3観光圏（「富良野・美瑛広域観光圏」「はこだて観光圏」「北海道登別洞爺広域観光圏」）の区域内に営業所を有する第2種旅行業者 計16社

（内訳：富良野・美瑛→2社、はこだて→7社、登別・洞爺→6社、複数観光圏重複→1社）

◇当該調査については、別添1の試案1が実現した場合に一定程度の影響等が想定される、上記の3観光圏に絞って実施

◇アンケート調査票は調査対象である各第2種旅行業者の本社あてに送付

■回答数：2社（回収率12.5%）

■回答内容：賛同1社、反対1社（詳細については、次のとおり）

観光圏	回答者所在地	回答内容
はこだて観光圏	本店：札幌市 支店：函館市	この提案については賛同します。 現状の道内第2種の業者と競合することはないでしょう。 ただし、現状では、「絵に描いた餅」です。現状では、このような仕事をできる「スキル」を持っている方がいません。 ①地元の観光業者（宿泊、体験、食事等）との連携及び調整能力があるか ②道内及び国内の地域を活かした観光について、基本的な情報、知識を持っているか ③マーケットに対し、パイプ（特に大手エージェント）を持っているか ④宿泊業界、キャリア、エージェント等の基本的な業務知識を持っているか ・・・等が必要です。 現状では、道内1種、2種の業者の中でも、地域のプラットフォームを構築できる人材はいません。 既に活動されている箇所もトラブルは多いと思います。提案するだけでなく、「人材育成」も並行して考えて行かないと、実現は難しいと思います。
はこだて観光圏	本社：函館市	当社は、費用をかけて2種旅行業の登録をし、地域から発信の近隣を含んだ広域観光を企画して実施しております。 また、莫大な費用をかけ、ネットから手配できるシステムを構築しております。 3種と2種が似たような業務ができることにより、2種旅行業の必要性が薄れ、競合し影響が及ぶことは免れません。 2種旅行業が、大手の代売に依存することなく、自らの地域の着地型広域旅行を企画発信していくことは、とても重要なことだと考えております。 よって、現状の案には、反対とし、中抜けにならないよう（いずれにしても）2種旅行業者にも配慮した支援策が必要と考えられます。

※上表以外の14社については無回答（特に意見等が無かったものとして取り扱うこととしている）。

2. 旅行業関係団体への説明

■説明方法等：旅行業関係の2団体を訪問し説明

■説明時期：平成25年2月（上記1.のアンケート調査の前後にそれぞれ1回説明）

■説明結果の概要

○先に（平成24年11月）、旅行業関係団体から指摘させてもらった問題点などについては、その後、道の方でもよく理解していただいているものと感じる。

○試案1の「各観光圏内」であれば、第2種旅行業者への影響も大きくないのではないかとと思われる。

○くれぐれも試案1より実施区域を拡大することがないようにしてもらいたい。

○このような議論をきっかけに、第3種旅行業者も新たな事業に参入し、地域の観光を振興する意欲を持ってもらいたい。そういう点では、意味のある提案だと思う。

バイオマス関連分野に係る道州制特区提案検討結果

資料 3

項 目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
1 廃棄物処理法 に基づく権限の 移譲	○国が認定を行うことにより、都道府県や市町村ごとに必要となる廃棄物処理法等に関する許可が不要となる「再生利用の特例認定権限」を道に移譲し、道の特性に応じて、道が特例認定の対象となる廃棄物を定められるようにする。 ○当該権限の移譲により、福島第一原発事故以降、地域の重要課題であるエネルギー確保に向けて、バイオマス等の資源利用促進が期待される。	◇第2回道州制特区提案（H20.3.31）において一度提案 ⇒国の対応（H21.3.27閣議決定） 「バイオマス利活用モデル事業の実施等により、道の提案の趣旨の実現を図るとともに、再生利用の特例認定に係る権限の移譲については、廃棄物の再生利用のあり方や将来の道州制のあり方に関する議論を踏まえ継続検討する」（現在も継続検討中） ⇒国の見解 - 再生利用認定制度は、生活環境の保全の確実な担保が可能である生産設備等において、広域的・大規模・安定的な再生利用を推進する場合の特例的な規制緩和措置として創設されたもので、対象となる廃棄物は、通常の保管状況で容易に腐敗したり性状が変化したりすることにより生活環境の保全上支障が生じるおそれがないもの等に限定している。 道提案は、こうした制度の趣旨とそぐわず、生活環境保全上の課題が残る。 - 現行制度上でも都道府県知事、市町村長の指定により廃棄物処理業の許可を不要とする再生利用指定制度があり、バイオマスの利活用について許可手続きを軽減することは、当該制度の活用及び、都道府県知事が有する廃棄物処理施設設置許可権限の適切な執行により、十分実現可能と考えられる。 【関係法令等】 ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の8第1項 環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。 - 一 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める基準に適合すること。 - 二 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。 - 三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。 第4項 第1項の認定を受けた者は、第7条第1項若しくは第6項又は第8条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受	○第2回における提案については、左記のとおり国から見解が示されている。	環境生活部 循環型社会 推進課
検 討 結 果				
○事業者から具体的な要望がなく、国からは、第2回における提案について、平成23年11月に、「道の提案は制度の趣旨にそぐわず、生活環境保全上の課題が残る。また、現行制度上でも十分実現可能と考えられる」との見解が示されている。				

項 目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
		けないで、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分を業として行い、又は当該認定に係る一般廃棄物処理施設を設置することができる。 第15条の4の2第1項 環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。 （一～三号は、第9条の8第1項と同様の規定。第3項において、第9条の8第4項の準用について規定。） ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第6条の2 法第9条の8第1項の規定による環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる一般廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。 一 ばいじん又は焼却灰であつて、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。） 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。） 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによつて生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 第12条の12の2 法第15条の4の2第1項の規定による環境省令で定める産業廃棄物は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、同条の規定による特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる産業廃棄物であつて環境大臣が定めるものとする。 （一～三号は、規則第6条の2と同様の規定。）		

項 目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課												
2 肥料取締法に基づく登録権限の移譲	○肥料取締法において、公定規格が定められている普通肥料の登録権限が、肥料の種類に応じて、国と道に分かれていることから、手続きの簡素化や利便性の向上を図るため、登録の申請先や検査所などを道に一元化する。 ○現在、フード特区において、バイオガスの製造過程で生じる副産物（液肥）の有機肥料認定を求めて国と協議を行っているが、公定規格の決定権限等の移譲にまで踏み込むことにより、当該課題の解決も可能となる。	◇肥料の品質を保持し、公正な取引と安全な施用を確保するため、普通肥料には公定規格が定められ、その生産方法、品質確認の難易性、作物に対する有害性や土壌汚染成分の確認などの観点から、登録権限が国と道（知事）に区分されている。 ① 国の登録肥料 ～ 化学肥料、汚泥肥料、輸入肥料等 ② 道の登録肥料 ～ 有機質肥料、石灰質肥料等 ◇登録事務に係る国と道の体制 ▷国（独）農林水産消費安全技術センター〔札幌〕の体制 人員：5名 機器：原子吸光光度計、分光光度計、水銀分析計 N／Cコーダー、高速液体クロマトグラフィーなど ▷道の体制 本 庁：登録事務、検査計画の作成 分析は(地)道立総合研究機構中央農業試験場に委託 振興局：検査の実施（書面、肥料の収去） ◇登録件数 <table><tr><td>区 分</td><td>H 2 1</td><td>H 2 2</td><td>H 2 3</td></tr><tr><td>センター〔札幌〕</td><td>8 2</td><td>4 7</td><td>4 1</td></tr><tr><td>道</td><td>1 2</td><td>8</td><td>9</td></tr></table> ◇フード特区において、バイオガスの製造過程で生じる副産物（液肥）の有機肥料認定を求めて国と協議を行ったところ、有機肥料認定は認められず、別の方策により措置されたことで、協議を終了している。	区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	センター〔札幌〕	8 2	4 7	4 1	道	1 2	8	9	○国が所管する化学肥料や汚泥肥料などの公定規格を定めるためには、肥料の特性から相当程度高度で専門的な化学的分析能力や肥料に関する知見を必要とする。 ○また、普通肥料は広く全国流通するため、独自規格を設けると、国と道の2つの規格が存在することとなり消費者（農業者等）の混乱と肥料の品質保持が危惧される。 ○権限移譲を受け、道で全ての普通肥料の登録・検査業務を行うためには、人員の確保や分析機器の配置など体制整備が必要となる。	農政部 食品政策課
		区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3											
		センター〔札幌〕	8 2	4 7	4 1											
道	1 2	8	9													
検 討 結 果																
○普通肥料は、全国に流通するため、国が定めた全国一律の基準であるべき。 ○権限移譲を受け、道で登録・検査業務を行うためには、相当程度高度で専門的な分析能力や知見を必要とし、人員の確保や分析機器の配置など体制整備が必要となる。																

項 目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
		一 化学的方法によつて生産される普通肥料（第3号から第5号までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。） 二 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの（第4号に掲げるものを除く。） 三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（第5号に掲げるものを除く。） 四 含有している成分である物質が植物に残留する性質（以下「残留性」という。）からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料（以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。） 五 特定普通肥料であつて、第3号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの 六 前各号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（前3号に掲げるものを除く。） 七 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。） <u>第7条第1項 前条第1項の規定により登録の申請があつたときは、農林水産大臣は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、都道府県知事はその職員に、申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第26条第2項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。（以下略。）</u>		

項 目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課	
3 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る設備認定の権限移譲	○平成24年7月からスタートした再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、電気事業者との売電契約締結の必須要件である設備の認定権限を国（経産省・道経産局）から道に移譲する。 ○これにより、福島第一原発事故以降、ますます重要な課題となっているエネルギーの地産地消の実現に向けた施策展開に資することが期待できる。	◇本年7月にスタートした固定価格買取制度では、再生可能エネルギー電気設備の設備認定については、経済産業省が関係省庁と協議の上、認定（認定事務は各経済産業局が所管）することとなっており、国の発表によると道内では、11月30日現在、3,118件（7月31日現在、254件）の認定となっている。 【関係法令等】 ■電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 第6条第1項 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。 一 当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。 二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。 第2項 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。	○再エネ設備の認定は形式審査である。 ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、電気事業者が再生可能エネルギーで発電した電気の買取に要した費用を、賦課金として全国一律の単価で、電気の使用者が負担する仕組みとなっている。	経済部 環境・エネルギー室	
			検 討 結 果		
			○形式審査とはいえ、認定のための専門知識が必要であり、また、経産局では電気事業法などを所管していることから、技術的なことについては、経産局内で相談しながら認定することができるが、道では、電気事業法を所管しておらず、そのような体制とはならない。		

項 目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
4 食品リサイクル法に基づく権限の移譲	○食品リサイクル法に基づき、食品循環資源の再生事業を行う際に、主務大臣の事業者登録（法第11条）や事業計画認定（法第19条）を受けた場合には、一般廃棄物の収集運搬業の許可不要などの特例が適用になる。 ○これらの権限を道に移譲することで、法律上の権限を背景に、道の施策として食品リサイクル促進への取組が可能となり、ひいては総合的な食関連産業の振興に資することが期待できる。	◇食品リサイクル法における登録再生利用事業者（法第11条）は、平成23年末現在で、全国で208事業者。道内では、7事業者。（※平成24年6月に千歳市内に事業所を持つ事業者の廃止通知があり、現在は6事業者） ◇事業計画認定（法第19条）は全国で38件、道内では0件。 【関係法令等】 ■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 第11条第1項 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第2条第5項第1号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。 第3項 主務大臣は、第1項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。 一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。 二 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。 三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するに十分な経理的基礎を有するものであること。 第19条第1項 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの（以下「特定農畜水産物等」という。）の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。 第3項 主務大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第7条第1項	○登録再生事業者数及び再生利用計画認定数が増えない理由として、一般廃棄物の収集運搬については特例が受けられても、再生利用事業者の廃棄物処理業の市町村の許可などは必要なため、関係する市町村の了解が得られなければ、再生利用事業者のメリットは発生しないこと、また、道内の産業廃棄物については、処分場で処分の方がコストが安いことが大きな要因と考えられることから、これらのネックとなる事項の解決の方策の検討が必要である。 ○食品リサイクル法の主務省庁は農林水産省と環境省であるが、食品リサイクル法の食品関連事業者は、旅館・ホテル等の業態までも幅広く含むことから、国の協議・報告先省庁が多岐にわたる。	経済部 食関連 産業室
検 討 結 果				
			○上記のネックとなる事項の解決方策の検討が必要であり、現状で権限移譲を受けても、食品リサイクル促進に関する道の施策に活用することは難しい。	

項 目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
		に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。 二 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、再生利用事業を確実に実施することができると認められること。 三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。 四 特定農畜水産物等の生産量のうち、食品関連事業者が利用すべき量として特定肥飼料等の利用の状況その他の事情を勘案して主務省令で定めるところにより算定される量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。 五 前項第8号に規定する者が、主務省令で定める基準に適合すること。 六 前項第8号に規定する施設が、主務省令で定める基準に適合すること。 第21条第1項 一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。）は、同条第1項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村の区域から第11条第1項の登録に係る同条第2項第3号の事業場への食品循環資源の運搬（一般廃棄物（廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。）の運搬に該当するものに限る。第4項において同じ。）を業として行うことができる。 第2項 認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬（一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を業として行う者（同条第2項第8号に規定する者である者に限る。）は、廃棄物処理法第7条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができる。 ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。		

項 目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
5 バイオガス利用に係る高圧ガス保安法の規制緩和等	○バイオガスプラントにおいて高圧ガスの製造・利用等を行う場合、高圧ガス保安法により、都市部も農村地域（過疎地域）も同レベルの保安基準が求められており、農村地域（過疎地域）においては、事業化の大きな障壁となっている。 ○これを踏まえ、農村地域での事故発生による損害の確率や程度は低いものと考えられることから、高圧ガス保安法の規制を緩和すべく道が独自の保安基準を条例で定めることができるようにする。	◇バイオガスでは、高圧ガス保安法による圧縮、貯蔵行為を行わないのが通常であって、バイオガスは高圧ガスにならないため、ガス事業法の導管供給で行うのが通常である。 ◇多大な経費をかけて高圧ガスの製造、すなわち「充填行為」を行うほど、多くのメタンは発生しない。 ◇北海道バイオマスネットワーク会議法規制検討WGが規制緩和の方向等を検討中である。 【関係法令等】 ■ガス事業法 第2条第1項 この法律において「一般ガス事業」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業（第三項に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）をいう。 第2項 この法律において「一般ガス事業者」とは、次条の許可を受けた者をいう。 第5項 この法律において「ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する特定導管（経済産業省令で定める規模以上の供給能力を有する導管をいう。以下同じ。）によりガスの供給（ガスを供給する事業を営む他の者に対するもの及び大口供給に限る。）を行う事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するもの及び一般ガス事業者がその供給区域内において行うものを除く。）をいう。 第37条の7の2 一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業を営もうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 二 ガス導管事業の用に供する特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力 ■ガス事業法施行規則 第97条 法第37条の7の2第1項の規定による届出をしようとする者は、様式第21の7のガス導管事業（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。 一 特定導管及びこれに附属する設備の概要 二 特定導管の設置の位置を明示した地形図	○設備等の保安基準は国が、JISなどをもとに全国一律に定めており、提案にあるような農村地域を対象として条例を制定することは、規制緩和による事故発生につながることを懸念される。	経済部 環境・エネルギー室
			検 討 結 果	
			○ガス導管事業の届出の受理等の権限の移譲を受けることは、導管の腐食防止等、管理に係る技術や知識が必要であり、人件費、コストの負担が大きい。 ○北海道バイオマスネットワーク会議法規制WGにおいて、現在、規制緩和の方向等を検討中である。	

項 目	提 案 の 概 要	事 実 関 係 等 の 整 理	提案に向けての課題等	関係部課
6 木質バイオマスの利用	○木質バイオマスの一つである林地残材の利活用については採算面で見合わないことからなかなか進まないが、法的な規制等が支障となってコスト高を招いているような状況があれば、この規制等を緩和する措置が必要である。	◇木質バイオマスを大きく分類すると、「建設発生木材」「製材工場残材」「林地未利用材」の3つに分けられる。 ◇現在、北海道内では、「建設発生木材」と「製材工場残材」は、そのほとんどが利用されている状況にあり、今後、木質バイオマスの利用を拡大していくためには、「林地未利用材」を安定的に供給していくことが必要と考えているが、林地未利用材は他の木質バイオマスと比べて ▷森林内に広く分散して賦存していることから、収集や運搬のコストが、かかり増しになる。 ▷水分を多く含んでいることや、土などが混じりやすいことから、得られるエネルギー量が小さくまた燃焼が安定しづらいなどが利用拡大にあたっての課題となっている。 ◇課題の解決にあたっては、森林内に分散している林地未利用材を集める仕組みや作業の効率化、運搬効率の向上などにより、生産コストを削減していくことが必要であり、生産に携わる事業者等の工夫と経験によるところが大きい。	○林地未利用材は他の木質バイオマスに比べて価格が高いことが利用推進に当たっての課題であるが、法的な規制等が支障となってコスト高を招いているような状況ではないことから、本件は道州制特区提案にはなじまないものである。	水産林務部 林業木材課

移譲済み 4 事務関連項目等に係る提案検討事項について

1. 概要

国においては、道州制特区推進法に基づく「道州制特別区域基本方針」の計画期間が平成 23 年度で満了することから、平成 24 年 2 月、計画期間を平成 27 年度まで延長したが、延長するに際して計画期間満了時の評価を行ったところ。

この中で、「一部の権限の移譲にとどまる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があることが課題」と指摘されたところ。

また、道が定める「北海道道州制特別区域計画」を更新する際に実施したパブリックコメントにおいて、「これまで移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、更なる一元化が必要」との意見があったことから、「既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める」旨、上記計画に盛り込んだところ。

このため、道では、現在、移譲済み 4 事務関連項目等に係る検討を行っているところ。

2. 検討状況

項 目	概 要
商工会議所法に基づく 定款変更の認可事務	○商工会議所の定款変更の認可事務については、平成 18 年に道州制特区推進法が制定された際、一部が道に移譲されたが、現在も国（北海道経済産業局）が実施している事務があり、移譲は一部にとどまったままである。 ○国と道にそれぞれ申請が必要となる場合があることから、道に一元化することを検討する。 ○国の自己仕分けでは、地方に一律・一斉に移譲する事務（A-a）として整理されている。 〈検討状況〉 ◇平成19年度から商工会議所に関する許認可の事務の移譲により、地域に身近な道が一元的に行うこととなり、申請者の利便性の向上が図られている。 ◇定款変更の認可が全て移譲されることにより、申請者のさらなる利便性の向上が期待できる。
調理師養成施設の指定 と類似の事務	○調理師養成施設の指定に関する事務は、平成 18 年に道州制特区推進法が制定された際、道に移譲された。 ○国の自己仕分けで、地方に一律・一斉に移譲する事務（A-a）として整理されている他の養成施設（保健師、理学療法士、保育士等）の指定権限等を道に移譲することを検討する。 〈検討状況〉 ◇栄養士養成施設については、指定に当たり、法令に基づき施設所在地の都道府県を経由することとされており、この場合において、都道府県知事は必要な意見を付さなければならない。 ◇当該事務が移譲されることで、調理師養成施設の指定に関する事務と同様に処理日数が短縮されるなど、申請者の利便性の向上が期待できる。

※「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定と類似の事務」「鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務」「総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監視指導等の権限」の 3 項目についても、現在、関係部局と具体的な検討・調整等を行っているところ。

（注）国の自己仕分け～ 国の出先機関の原則廃止に向けて、各府省が、自らが所管する出先機関の事務・権限を、「地方自治体へ移譲するもの」「国に残すもの」などの区分に仕分けを行ったもの。

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 B 農林水産業の振興

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
水産業の 振興	水産業におけ る広域的資源 増大対策	回遊性魚類（スケトウダラ・ホッケ等）の維持、回復のために、北海道の周辺海域の特性に応じた効率的、効果的な諸対策が必要。 また、広域回遊性魚種においても、本道が大きな生産を占めており、本道の取組が重要となることから、漁業者の取組に対する支援の充実が必要。 広域的な資源に関しては、「海域栽培漁業推進協議会」で資源造成を推進することとしているが、北海道周辺は他県と比べても広大な海域を持っていることから、北海道単独で海域を設定し、資源造成型栽培漁業の強化や集中的な種苗生産、放流種の重点化等を、北海道としてダイナミックに取り進める必要がある。 特に、道と東北の太平洋側で構成する「太平洋北区栽培漁業推進協議会」については、震災により東北地方の種苗生産・放流機能の回復の長期化が避けられないなか、マツカワなど共通する魚種の栽培漁業の取組を本道が担うことで、東北地方の漁業復興にも繋がることから取組を充実強化すべきである。	○海域栽培漁業推進協議会における取組 ・マツカワ、ヒラメなど広域魚種の種苗放流による栽培漁業の取組を強化するため、全国の6つの海域ごとに「海域栽培漁業推進協議会」が設立されている。 〔 6 海域：太平洋北、太平洋南、日本海北部、日本海中西部、瀬戸内海、九州 〕 ・協議会の構成員は、道府県、道府県所管の栽培漁業を推進する法人及び漁業関係団体などであり、これらが連携、共同して種苗の生産、放流体制の構築などが進められている。 ・道は、太平洋北海域（北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県）及び日本海北海域（北海道・青森県・秋田県・山形県・新潟県・富山県）に参加し、関係県と連携して、マツカワ及びヒラメを対象魚種として取組を進めている。 ○種苗放流による資源造成支援事業 国（水産庁）は、広域種の資源造成を図るために、平成23年度から27年度までの5年を適用期間とする「種苗放流による資源造成支援事業」を実施し、全国6海域の海域栽培漁業推進協議会の取組を支援をしている。 ○道の広域的資源の増大に関する取組 道は、「マツカワ資源造成事業」や「栽培漁業地域展開事業」などにより、広域的資源増大に関する取組を進めている。 ○第6次栽培漁業基本計画 道では、種苗放流など栽培漁業の基本的な方向性について、国の栽培漁業基本方針を踏まえ、平成22年4月に「第6次栽培漁業基本計画」を策定し（計画期間：H22～26）、その中で、複数の広域的な海域にまたがり漁獲されるマツカワなど広域種の対応に関して、道内の関係海域、国、関係県等を含めた推進体制の構築に努めることとしている。	○海域の設定変更について水産庁に要望（海域設定は法令等に基づくものではない） ○漁業振興に関する予算や取組の充実	【メリット】 ○本道周辺海域に分布、回遊するニシン、ヒラメなどを対象とした栽培漁業の振興、発展が期待される。 【デメリット】 ○放流事業の強化拡大には新たな施設整備等が必要であり、それに伴う費用対効果を考えた場合、道財政を圧迫するおそれがある。	水） 水 産 振興課	○	1次で整理 する理由等 ③ 提案されているのは、栽培漁業に係る道の取組の充実強化等であることから、権限移譲や法改正等の措置を講じなくても、現行の施策を推進していくことで対応は可能。 道としては、いただいたアイデアを参考としながら、栽培技術の向上を図るとともに、国の支援の充実を求めるなど栽培漁業を一層推進していく考え。

※「１次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	１次 整理
水産業の 振興	1503B 有 害 生 物 (海獣等) 対策	○水産資源の持続的利用を図るためには有害生物に対する対策が極めて重要である。 ○特に沿岸漁業者は、毎年トド、オットセイ、アザラシ等の海獣によって、漁網の破損、漁獲物の食害など膨大な漁業被害が発生しており、漁村の存続が危ぶまれる深刻な事態となっている。 ○これらの海獣の一部は絶滅危惧種として保護対象となっているが、北海道特有の課題として、エゾシカと同様に大規模な駆除を実施するなど抜本的な対策を講じる必要がある。	【海獣による漁業被害の状況】 ○トド 日本海側を中心に広範囲で漁業被害があり、被害額は平成４年度以降、毎年１０億円超。平成２３年度は約１５億円。 ○オットセイ 後志から渡島にかけての海域で漁業被害が多く、平成２３年度の被害額は４億６００万円。 ○アザラシ 道東から日高管内にかけての海域で漁業被害が多く、平成２３年度の漁業被害額は、ゼニガタアザラシが³、000万円、ゴマファアザラシが²億4,000万円。 【捕獲等に係る規制の状況】 トド、オットセイ、アザラシなどは、国際自然保護連合や環境省等から、絶滅危惧種や希少種などに指定されており、捕獲等に様々な規制がある。 ○トド ・漁業法第６７条第１項に基づき、北海道連合海区漁業調整委員会が、有害駆除としてのトドの捕獲数を制限している。 (水産庁から捕獲数の基準が示され、それに基づき北海道連合海区漁業調整委員会が決定する) ・H24.10.1～H25.6.30の期間の捕獲数は２５３頭としている。 ○オットセイ ・「猟虎膾肭臍猟取締法」(ラッコオットセイリョウカクトリシマリホウ)により規制。 ・試験研究その他特別の事由により農林水産大臣の許可を受けた場合のみ捕獲が認められる。 ○アザラシ ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規制を受ける。 ・ゼニガタアザラシの捕獲許可は国（環境大臣）の権限であり、学術研究に限って必要最小限の捕獲を許可している。 ・ゼニガタアザラシ以外のアザラシ（ゴマファアザラシなど）の捕獲許可は都道府県知事の権限であり、学術研究のほか、被害防止や個体数調整等の目的による捕獲も認めている。 【道の対応】 ○オットセイ基礎調査検討協議会 ・平成２３年８月に設置。 ・有識者、漁業関係団体らで構成。事務局は水産林務部水産振興課。 ・漁業被害や食性状況などを調査し、国に対策を要請。	＜法的措置等＞ ○トド 捕獲数に係る水産庁との協議 ○オットセイ 道州制特区推進法を改正し、猟虎膾肭臍猟取締法の特例を設け、農林水産大臣の捕獲許可権限を道知事へ移譲 ○ゼニガタアザラシ 道州制特区推進法を改正し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例を設け、環境大臣の捕獲許可権限を道知事へ移譲 ＜その他＞ ○保護獣の指定の解除 ○国際的な理解の獲得	【メリット】 ○大規模な駆除が可能になれば漁業被害が減少し、漁獲量の確保や漁業経営の安定化につながる。 【デメリット】 ○絶滅危惧種等として国際的に保護されている海獣の大規模な駆除は、国内外から強い批判を受けることが予想される。 ○大規模な駆除を実施するには、多大な人員と経費を要する。 ○陸地と違い、広域的に回遊していることから、個体数の管理を求められた場合、北海道だけでの対応は不可能。	水） 水 産 振興課 環） 自 然 環境課		○
							１次で整理 する理由等	
							① 絶滅危惧種等の海獣保護は、国際的な問題であり、北海道だけでなく、国外との調整を要する場合もあるため、国の専掌事項とすべきであり、道州制特区制度にはなじまない。 なお、道としては、「北海道海獣被害対策本部会議」を設置するなど、海獣による被害を軽減させる対策を全庁をあげて推進しているところ。	

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
			○北海道アザラシ連絡協議会 ・平成24年2月に設置。 ・有識者、漁業関係団体及び国・道の行政機関等で構成。 ・事務局は環境生活部自然環境課。 ・アザラシの生息状況や被害実態に関する情報の集積を図っている。 ○北海道海獣被害対策本部会議 ・平成24年7月に庁内に設置。 ・トド、オットセイ、アザラシ等の海獣による被害対策を総合的に推進することを目的とする。 ・トドは漁業法、アザラシは鳥獣保護法など、海獣の種類によって異なる法令で捕獲が制限されており、それに応じて道庁内の担当部署も異なることから、一元的に対応できるようにするため、庁内の関係する4部（総合政策部・環境生活部・農政部・水産林務部）を横断する組織とした。 ・事務局は水産林務部水産振興課。 ○北海道トド被害対策協議会 ・平成24年8月に設置。 ・トドによる深刻な漁業被害が増加傾向にあることから、漁業者、行政機関などの関係者が問題意識を共有するとともに、相互に連携し、被害対策の検討や広域連携の促進を図ることを目的とする。 ・事務局は水産林務部水産振興課と北海道漁業協同組合連合会が合同で行う。 ○以上のほか、国への施策要望等の際に、漁業被害に対する漁業所得補償の拡充強化を要請している。					
							1次で整理する理由等	

※「１次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	１次 整理
水産業の 振興	1504B 指 定 漁 業 の 一元管理	○我が国が1996年に国連海洋法条約に批准したことや、2001年に水産基本法が制定、施行されたこと等を受け、水産資源の適切な保存管理の重要性が益々高まっているが、本道周辺海域では、指定漁業、知事許可漁業及び共同漁業権漁業を、国・道等がそれぞれ管理しており、現場での資源管理、漁業調整が輻輳した状況となっている。 ○このことから、指定漁業を知事許可漁業に移行させ、沖合・沿岸漁業の許可を一元化するなど北海道の統一的な資源管理と漁業調整を行うことが必要である。	【漁業管理制度について】 ○指定漁業 ・水産動植物の繁殖保護や政府間の取り決めなどのために統一的な制限措置をとる必要があることから、<u>漁業法において農林水産大臣の許可</u>を受けなければならないとした漁業。 ・操業区域は道県を越えて広範囲に設定されている。 ・外国との政府間交渉や国際的規制の影響を直接受ける。 （例）沖合底引き網漁業、大中型巻き網漁業、捕鯨業等 ○知事許可漁業 ・水産資源の保護や漁業調整の目的から、特定の水産動植物や特定の漁業の方法について、<u>都道府県の海面漁業調整規則において知事の許可</u>を受けなければならないとした漁業。 （例）たこ漁業、固定式刺し網漁業（かに、ホッケ、スケトウダラ等）等 ○共同漁業権漁業 ・一定地区の漁業者が一定の漁場を共同で利用して漁業を営むため、<u>漁業権行使規則により漁業協同組合が管理</u>している漁業 ・漁業権行使規則は知事の認可が必要である。 （例）うに漁業、あわび漁業、こんぶ漁業、あさり漁業等 【資源管理や漁業調整の輻輳について】 ・沖合底引き網漁業（指定漁業）は漁法的に小型魚などを大量に捕獲してしまう恐れがあることから、沿岸漁業側は、操業区域の見直しや幼稚魚の保護対策などを強く求めており、「北海道沖合底引き網漁業対策協議会」を組織し、問題解決に向けた協議を行っている。 ・漁業調整は、沖合漁業と沿岸漁業との間ばかりではなく、沿岸漁業同士でも発生している。 ・平成２０年３月から、沖合漁業関係団体、沿岸漁業関係団体、水産庁（指定漁業関係）及び道による四者協議が開催され、資源保護や管理、合理的な漁場利用について協議を進めている。 【指定漁業に係る許可手続きについて】 ・現行制度では、指定漁業について農林水産大臣に書類を提出する場合、住所地等の都道府県を経由しなければならないこととされている（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第３条）。	○道州制特区推進法を改正し、漁業法など関係法令の特例を設け、農林水産大臣の許可権限を道知事へ移譲 ○国内外における漁業調整に対応できる体制づくり ○道の漁業管理体制（許可・資源管理・取締等）の強化	【メリット】 ○許可手続きが道で完結することにより、経由機関が減少することから、処理期間が短縮される。 【デメリット】 ○指定漁業の操業区域は道県の範囲を越えた広範囲に設定されることから、知事許可とした場合、道が他県との漁業調整や資源管理等の指導を行うことになるが、適正かつ円滑な対応ができるのか疑問。調整手続きが複雑化することにより、時間や経費が増大する可能性がある。 ○指定漁業は、外国との政府間交渉や国際的規制の影響を直接受ける漁業であることから、知事許可では適正な管理、指導を行うことは難しいと考えられる。 ○指定漁業を知事権限とすることによって知事が所管する漁業者が増えるため、指導や支援が行き届かなくなるおそれがある。	水） 漁 業 管理課		○
							１次で整理 する理由等	
							① 指定漁業の操業区域は道県を越えた広範囲に設定されていることから、知事許可では漁業調整や資源管理等の適正な指導が困難である。 また、指定漁業は、外国との政府間交渉や国際的規制を直接受ける漁業であることから、統一的に国が管理・指導すべきものである。	

<過去の類似提案>

※H19.10.19 第6回提案検討委員会

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号
				重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他		
水産業の 振興 ＜水産業 の安定化 ＞	操業調整の期 間短縮	指定漁業の許可権限の移譲 を受け、知事が一元的に許 可を行い、操業調整の期間 短縮を図る。	1	1	○			・世界中を回遊する魚を対象とする漁業及び水産業の管理は国の専掌事項 ・道に関連する指定漁業は、沖合底引き網漁業、大中まき網漁業、30トン以上船のいかづり漁業、10トン以上船のさんま漁業、遠洋・近海かつお、まぐろ漁業等があり、これら指定漁業（大臣管理）は、 ①国が複数県をまたぐ魚種を対象に、資源の把握・評価や管理、操業上の諸調整などを行っている。 ②操業海域が広域であり、ロシアなど外国水域や公海での操業については、多くが外交（政府間）交渉で決定されている。	水） 漁 業 管理課	2013B

出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）結果

（商工会議所法に基づく定款変更の認可関係）

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（４）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 商工会議所法に基づく定款変更の認可 （具体的な内容） 商工会議所法に基づく以下定款事項の変更の認可。		
	1. 目的 2. 名称 3. 事業 4. 地区 5. 事務所の所在地 6. 会員たる資格に関する事項 7. 会員の加入及び脱退に関する事項 8. 会員の権利及び義務に関する事項 9. 会費に関する事項 10. 法定台帳に関する事項 11. 負担金に関する事項 12. 役員に関する事項 13. 議員に関する事項 14. 議員総会に関する事項 15. 常議員会に関する事項 16. 部会に関する事項 17. 事務局に関する事項 18. 経理に関する事項 19. 事業年度 20. 公告の方法 その他任意に定款に記載された事項 ※上記の定款変更認可事項のうち、5. 9. 10. 11. 16. 17. 19. 20 及び「その他任意に定款に記載された事項」については、既に都道府県知事に委任されている。 （移譲に当たっての条件等） 所要の規制緩和（副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制の可能な限りの緩和、届出制への変更等）を含めて検討することが必要。		
北海道 経産局 の所管 事項			※1, 2, 4, 7, 8, 14, 15, 18 については、道州制特区推進法により、移譲済み
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	68人の内数		
事務量（アウトプット）		平成19年度 98の内数	平成20年度 46の内数
		平成21年度 36の内数	
備考			

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

【参考：平成22年に付いた自己評価の結果】

事務・権限の概要	○目的： 商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。 ○根拠法令： 商工会議所法 ○経済産業局の具体的な業務概要： 商工会議所法においては、商工会議所の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収及び検査等、全国的見地から国が行うべき事務について経済産業大臣が行うこととされており、これらの事務以外のものについては政令で都道府県知事へ委任されている。 ＜国（経済産業局）の権限＞ ・設立の認可、定款変更の認可（組織の根幹に関わるもの）、設立認可の取消し、解散の認可 等 ＜都道府県の権限＞ ・特定商工業者の基準引き上げに係る許可等、定款変更の認可（軽微なもの） ・年次報告の受理 等																							
予算の状況 （単位：百万円）	—																							
関係職員数	68 人の内数																							
事務量 （アウトプット）	<table><tr><td></td><td>平成19年度</td><td>平成20年度</td><td>平成21年度</td></tr><tr><td>合併認可</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>設立認可</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr><tr><td>定款変更の認可</td><td>98</td><td>46</td><td>36</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					平成19年度	平成20年度	平成21年度	合併認可	1	1	1	設立認可	0	0	1	定款変更の認可	98	46	36				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																					
合併認可	1	1	1																					
設立認可	0	0	1																					
定款変更の認可	98	46	36																					
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22. 7. 15）																							
その他各方面の意見	・我が国の商工会議所制度が国際的な信用を失墜することがないようにするためには、商工会議所の同質性を堅持することが不可欠であり、同制度の根幹に関わる事項については、商工会議所法を所管する国において、同法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用する必要がある。（日本商工会議所） ・現在はわが国および地域経済の経済構造等を巡る環境が大きく異なり、商工会議所が直面する課題が大きく変化する中で、商工会議所がこれらの変化に的確に対応し、商工会議所法の目的を達成する観点から自らの機能を最大限に発揮するためには、副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制は可能な限り緩和すべきであると、各地商工会議所の声を受け、主張してきたところである。（日本商工会議所） ・その上で、設立・解散・合併の認可など商工会議所制度の根幹に関わる事項については、同権限を国に残すべきである。また、定款変更の認可については、地域の実情に応じて自由かつ主体的な活動を展開できるようにするために、「届出制」とすべきである。（日本商工会議所）																							
既往の政府方針等	【地方分権改革推進委員会第1次勧告（H20. 5. 28）、第2次勧告（H20. 12. 8）】 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。																							

自己仕分け 【仕分け結果】 A-a ※商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。 C-c ※上記以外の事務	① 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。 業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要があること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。
備考	

調理師養成施設及び栄養士養成施設の概要

項 目	調理師	栄養士
法 律	調理師法	栄養士法
定 義	○調理師とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事できる者として、都道府県知事の免許を受けた者をいう。 (法第2条)	○栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とするものをいう。 (法第1条第1項)
資 格	○調理師免許が与えられるのは、①厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者、又は②2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者である。 (法第3条第1項)	○栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。 (法第2条第1項)
試 験	○調理師試験は厚生労働大臣の定める基準により、都道府県知事が行う。 (法第3条の2第1項)	○試験制度はない。
そ の 他 関 連 する 事 務	○調理師免許は、都道府県の調理師名簿に登録されることによって発効する。 (法第5条第2項) ○養成施設の指定に必要な調査は都道府県が行う。 (法第3条第2項、令第16条)	○栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって発効する。 (法第4条) ○養成施設の指定(変更・廃止)の申請は都道府県知事を経由して行う。この場合において、都道府県知事は、必要な意見を付さなければならない。 (令第9条)
養成施設の 設 置 状 況 (道内)	専門学校 11、高校 5	大学 5、短大 5
備 考	○道州制特区推進法に基づき、道に移譲済み。	

3. 海域栽培漁業推進協議会について

水産庁ホームページより抜粋

- 平成23年、広域種の栽培漁業の推進、資源造成型栽培漁業の推進、共同種苗生産放流体制の推進等を図るため、全国の6つの海域毎に設置

○ 事業内容

- (1) 栽培漁業の推進に係る情報提供・交換
- (2) 広域種について資源造成型の栽培漁業の推進
- (3) 県域を越えて連携・共同した種苗生産・放流体制の構築
- (4) その他〇〇〇海域における栽培漁業の推進に資する諸問題

○ 協議会の構成

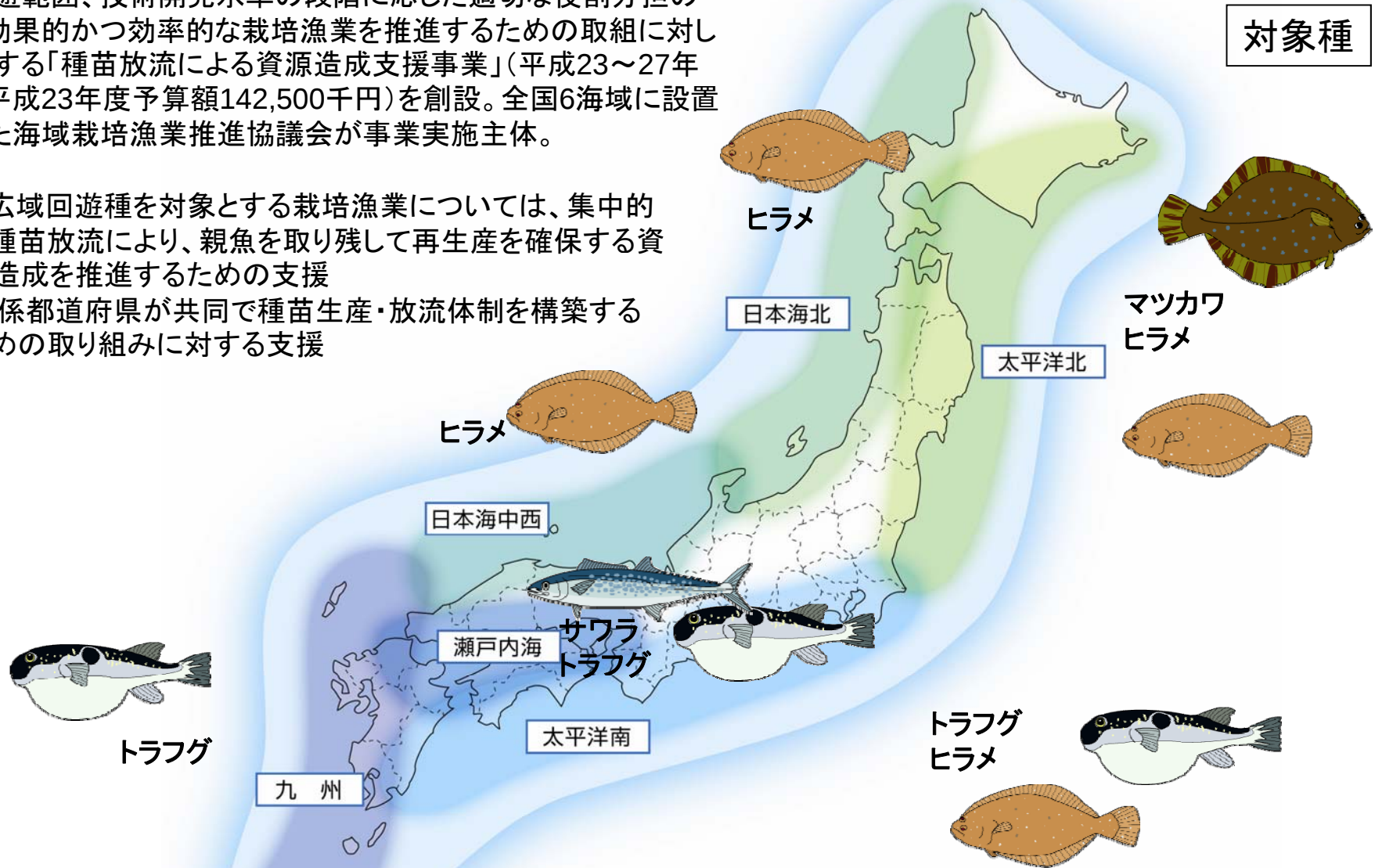
- (1) 栽培漁業を推進する法人
- (2) 漁業関係団体
- (3) 関係県
- (4) (社) 全国豊かな海づくり推進協会



4. 種苗放流による資源造成支援事業について

第6次基本方針を踏まえ、栽培漁業に取り組む関係者が対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階に応じた適切な役割分担の下、効果的かつ効率的な栽培漁業を推進するための取組に対し支援する「種苗放流による資源造成支援事業」(平成23～27年度、平成23年度予算額142,500千円)を創設。全国6海域に設置された海域栽培漁業推進協議会が事業実施主体。

- (1) 広域回遊種を対象とする栽培漁業については、集中的な種苗放流により、親魚を取り残して再生産を確保する資源造成を推進するための支援
- (2) 関係都道府県が共同で種苗生産・放流体制を構築するための取り組みに対する支援



海獣(トド、オットセイ、アザラシ等)による漁業被害の現状

◇生態など

■ トド

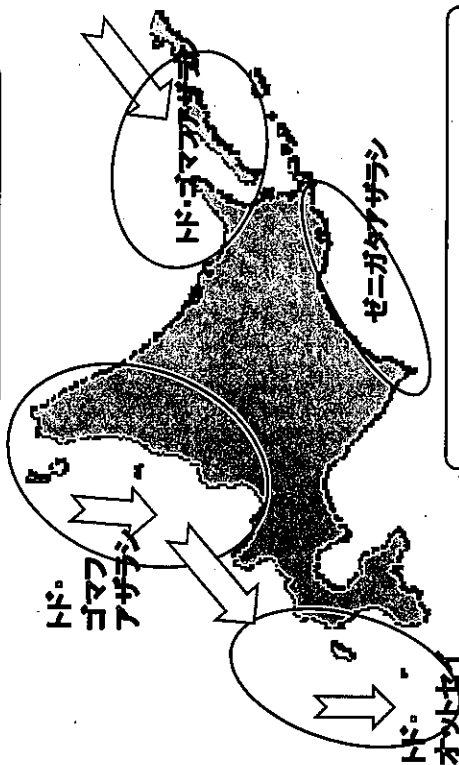
- 漁業被害: 日本海側を中心に北海道から青森県にかけての広範囲に甚大な被害
- 来遊: 本道沿岸に毎年約5千頭以上

■ オットセイ、アザラシ

○漁業被害

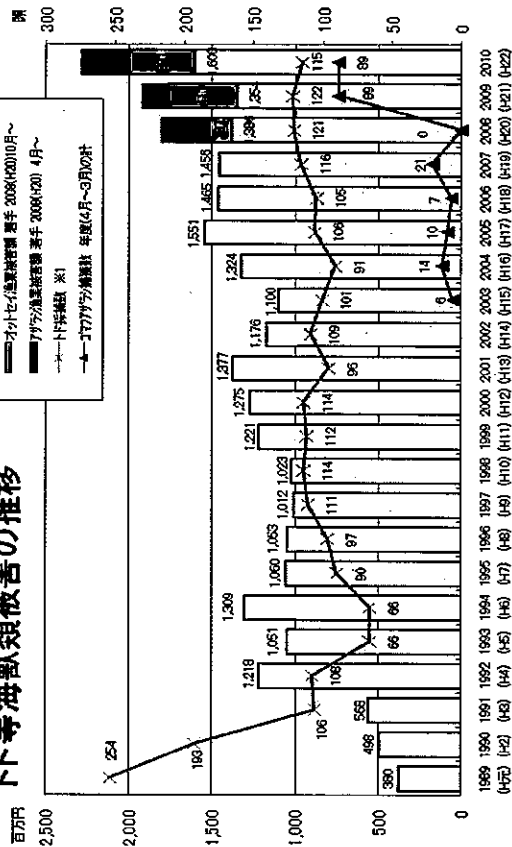
- ・オットセイ、ゴマフアザラシ: 日本海側が中心
- ・ゼニガタアザラシ: 道東、日高管内
- ゴマフアザラシ: 回遊性、ゼニガタアザラシ: 定着性

10月頃～6月頃ロシア海域より来遊



ゼニガタアザラシは定着、繁殖

トド等海獣類被害の推移



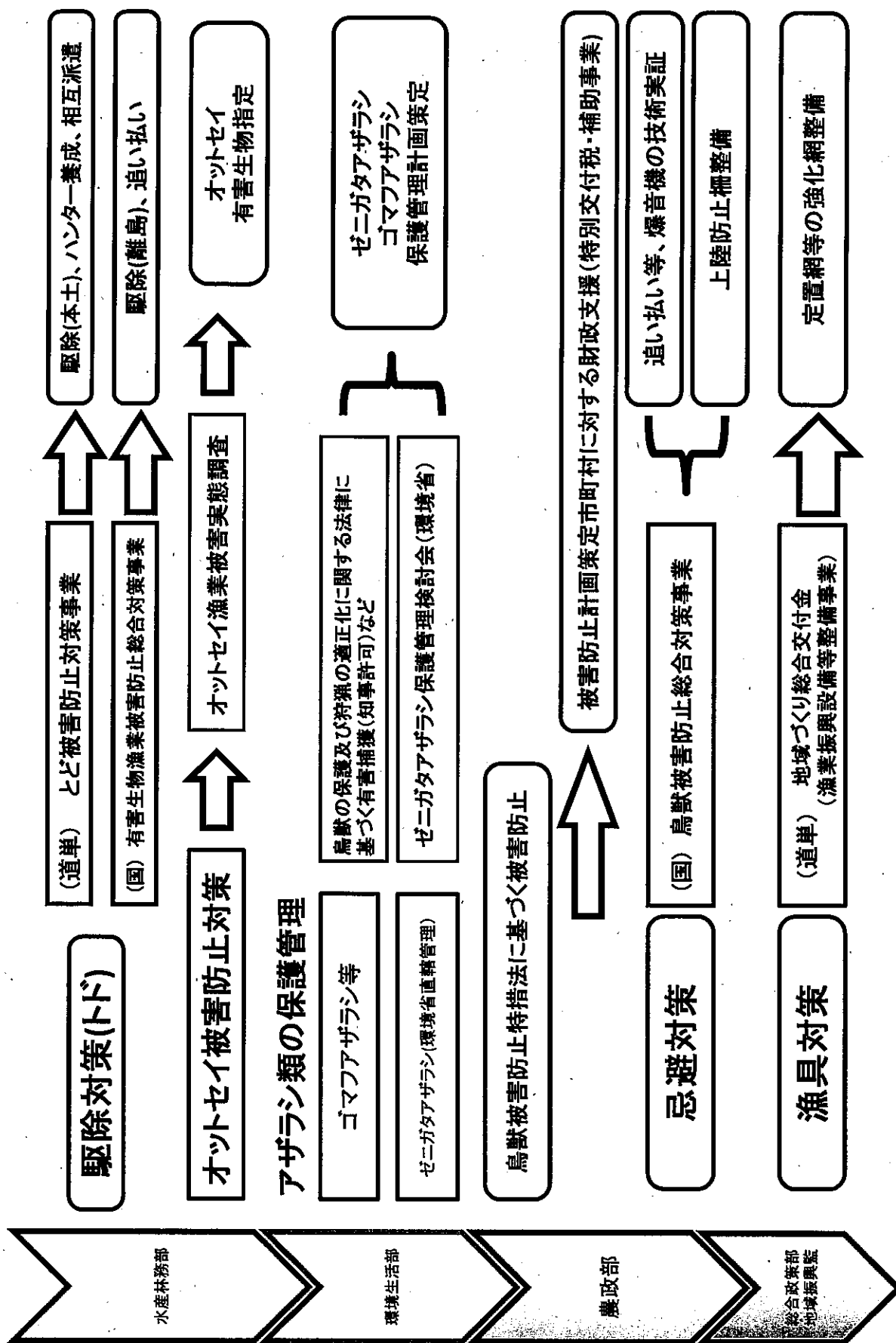
被害額は年度(4月～3月)の計

※1 トド被害額は5年～6年までは年度、6年以降は採捕承認額(10月～6月)の計

○保護・管理の位置付け

海獣	トド	キタオットセイ	ゼニガタアザラシ	ゴマフアザラシ
関係法令	漁業法	ラッコオットセイ保護取締法	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	
保護・管理の位置づけ	環境省: 絶滅危惧Ⅱ類 水産庁: 希少種	水産庁: 減少種	環境省: 絶滅危惧ⅠB類 水産庁: 危急種	水産庁: 普通種
被害状況	H4年度以降毎年10億円以上 H22年度 約16億円	H22年度 約4億円	H22年度 約3億円	
捕獲等	北海道連合海区漁業調整委員会による承認	試験研究その他の特別な事由により農林水産大臣の許可。	学術研究目的で採獲を伴う捕獲を行う場合は、環境大臣権限による。	鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等許可(知事許可)

現状の漁業被害防止の取組



トド等の海獣による漁業被害対策の推進(案)

漁業被害対策の課題

- 駆除・被害防止対策
 - 1. 海獣による漁業被害額が増加傾向(ゲットセイやアザラシの被害が顕著になった。)
 - 2. 被害防止の取組に地域による温度差
 - ・市町村被害防止計画策定状況に差異
 - ・ハンター不足等で海獣類の被害防止対策に充分対応出来ていない。
 - 3. 海獣毎に法体系等が異なり取組に温度差
 - ・トド
 - 国で調査や研究が行われているが国際的に絶滅危惧種として保護され、被害防止の採捕(駆除)頭数が制限されている。
 - ・オットセイ
 - ラッコ・オットセイ猟獲取締法により猟獲が禁止されており被害対策が出来ない。
 - 生態調査等が行われておらず知見が不足。
 - ・アザラシ
 - 鳥獣保護法による保護獣で、特にゼニガタアザラシは絶滅危惧種として環境省直轄管理の保護獣のため、学術研究の捕獲しか出来ない。
 - 生息数等の生態解明の知見も不足。
- 漁具対策
 - 被害が最も多い刺し網漁具の被害防止用強化刺し網は開発段階であり実用化には至っていない。
- 経営対策
 - ・漁具被害の補償制度で刺し網は共済の対象外。
 - ・海獣による被害や魚群の追い散らし、操業自粛など被害が長期間継続して減少しており、補償水準(5中3)が低位で不十分。
 - ・漁業所得の減で補償に加入するための共済掛け金の負担も困難。

【北海道海獣被害対策本部】

目的: トド、オットセイ、アザラシ等の海獣による漁業被害が深刻化しているため対策の総合的な推進を図る。

本部長: 副知事

本部長: 総合政策部地域振興監、環境生活部長、農政部長、水産林務部長

・(仮称)北海道トド被害対策協議会

目的: 被害防止対策などの総合検討
構成員: 漁業者・市町村代表、漁通、水試、道等所掌事務
1. 漁業被害の実態把握
2. 漁業被害対策の企画、推進 等

・オットセイ基礎調査検討協議会 (水産林務部)

平成23年8月25日設置
国費事業を活用した学術的・広域的な漁業被害対策を検討するための基礎的な調査(調査期間H23～H25)
被害実態調査・出現状況調査・混獲調査・食性調査

・北海道アザラシ連絡協議会 (環境生活部)

平成24年2月20日設置
関係者による問題意識共有と生息状況や被害実態に関する情報の集積

(仮称)〇〇(総合)振興局

海獣被害防止対策連絡会議

【水産、農務、環生、地政、市町村、漁協等】

1. 漁業被害防止対策の検討、推進
2. 「鳥獣被害防止計画」の策定推進
3. 情報の共有 等

【情報共有・連携】

トド被害防止検討委員会(水産庁)

ゼニガタアザラシ保護管理検討会(環境省)

今後の取組

○ 情報収集・PRの強化

- ・トドの来遊や被害状況の把握
- ・海獣被害状況や対策の情報発信

○ 被害防止対策の強化 (地域が連携した駆除等の強化)

- ・道単や鳥獣被害防止特措法等による対策の強化
(駆除、追い払い、上陸防止柵等)

○ 国への政策提言・制度要望

- ・漁具被害補償などの補償制度の創設

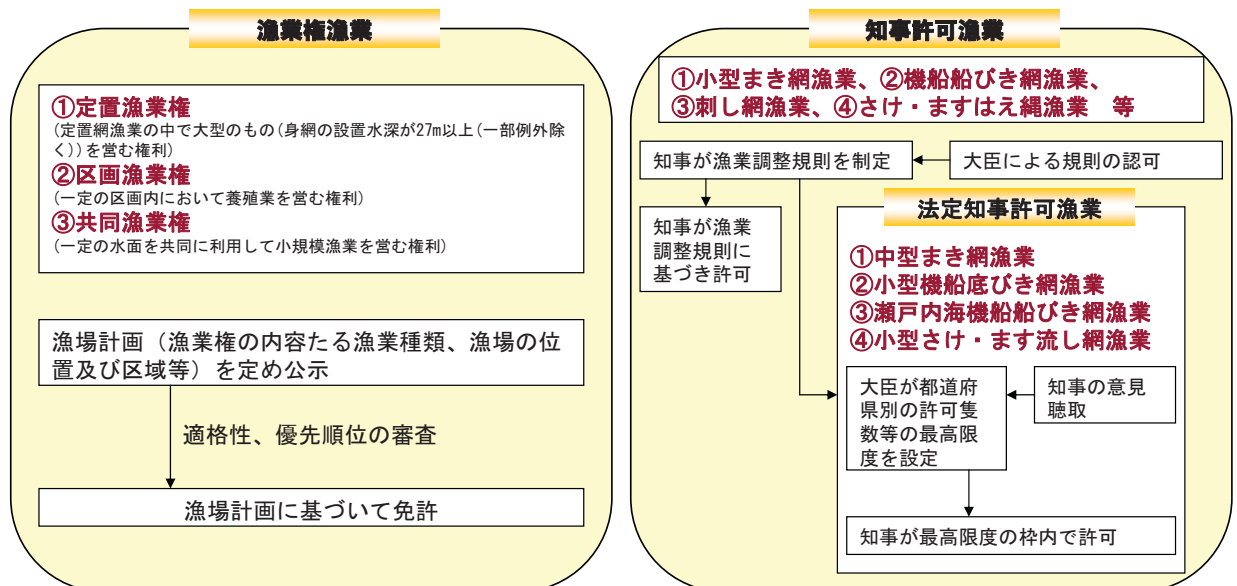
○海獣類の捕獲許可権限とレッドリストの位置づけについて

科名	種名	レッドリストの位置づけ			捕獲許可に係る権限			道内での捕獲実績			担当部所
		国際自然保護連合 (IUCN)	環境省	北海道	根拠法	許可権者	許可基準等	H20	H21	H22	
アザラシ科	ゼニガタアザラシ	軽度懸念 (LC)	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	絶滅危惧ⅠB類 (VU)	鳥獣保護法	環境大臣 (北海道環境事務所) ※省令に基づき希少鳥獣に指定しているため、環境大臣の許可が必要	学術研究限り、必要最小限の捕獲を許可 (被害防止、個体数調整による捕獲は認めていない) 捕獲後は放獣	12	8	10	環境省
	ゴマフアザラシ	—	—	—	鳥獣保護法	都道府県知事	学術研究、被害防止、個体数調整、その他特別な事由がある場合に捕獲許可	0	89	89	北海道 (環境生活部)
	ワモンアザラシ	—	—	—	鳥獣保護法	都道府県知事	学術研究、被害防止、個体数調整、その他特別な事由がある場合に捕獲許可	0	0	0	
	クラカケアザラシ	—	—	—	鳥獣保護法	都道府県知事	学術研究、被害防止、個体数調整、その他特別な事由がある場合に捕獲許可	0	0	0	
イタチ科	アゴヒゲアザラシ	—	—	—	鳥獣保護法	都道府県知事	学術研究、被害防止、個体数調整、その他特別な事由がある場合に捕獲許可	0	0	0	
	ラッコ	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	希少種 (R)	猛虎猛獣取締法	農林水産大臣 (水産庁)	試験研究等に限る捕獲許可	0	0	0	北海道 (水産林務部)
	キタオットセイ	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	—	—	猛虎猛獣取締法	農林水産大臣 (水産庁)	試験研究等に限る捕獲許可	0	1	1	
アシカ科	トド	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	希少種 (R)	漁業法	連合海区漁業調整委員会 (都道府県) による指示による捕獲	国の算出値を参考に、採捕可能頭数を決定	121	122	115	

注1) 道内の捕獲実績は「平成22年鳥獣関係統計 (北海道版)」及び水産林務部調べによる

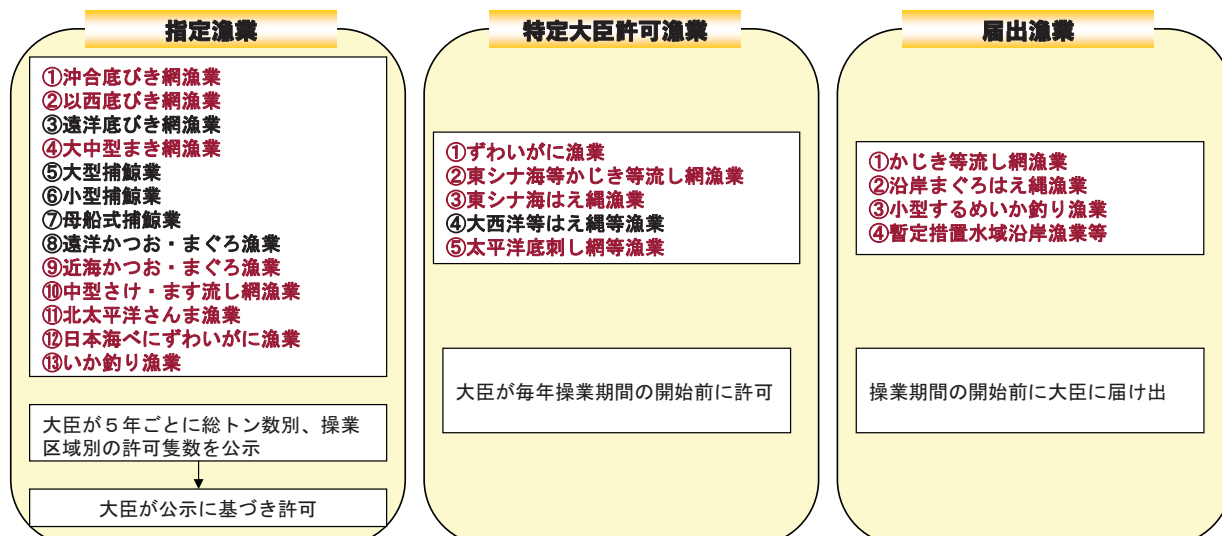
沿岸域の資源管理（インプットコントロール、テクニカルコントロール）の概要（１）

- 地先海面においては、漁村集落によりアワビ、サザエ、藻類等の独占的な利用が行われるという漁場秩序が古くから形成されており、漁業権はこれを引き継いだものである。
- また、小規模な沖合漁業や沿岸漁業について、漁業法等に基づく各都道府県の漁業調整規則によって都道府県知事の許可制とするとともに、その中には、漁業法に基づく農林水産大臣が漁業調整等の必要上、都道府県別に許可できる船舶の隻数の最高限度等を定める法定知事許可漁業がある。



沖合域の資源管理（インプットコントロール、テクニカルコントロール）の概要（１）

- 指定漁業は、漁業法に基づき、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取り決め、漁場の位置等の関係から統一的に措置を講ずる必要のある漁業種類が政令で指定されている。
- また、指定漁業以外の漁業についても、農林水産大臣が漁業取締その他漁業調整又は水産資源の保護培養のために定める省令に基づき、特定大臣許可漁業が定められているほか、資源状況等を把握する等のため、大臣に届出をさせる届出漁業がある。



（注）届出漁業は、一般的に禁止された漁業を特定の者に対してその禁止を解除して、これを営む自由を得させるものではない点で、指定漁業及び特定大臣許可漁業とは法的性格が異なる。